市税概要

令和6年度

松　本　市

はじめに

松本市は、明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年には市制施行100周年を迎えました。
本州及び長野県のほぼ中央に位置し、北は安曇野市、南は塩尻市、東は上田市、西は岐阜県高山市と接しています。
市域は、東西約52km、南北約41kmにわたり、面積は978.47㎢で県下最大の広さです。
四方を恵まれた自然に囲まれ、市の東部には標高2,000mの美ヶ原高原、西部には上高地や標高3,000m級の峰々（槍ヶ岳、乗鞍岳など）が連なる北アルプスの山岳が広がります。
標高最高地点は奥穂高岳の3,190mで、国宝松本城や市庁舎がある市中心部との標高差は2,600mほどあります。

松本市の位置

面　積	978.47㎢
人　口	237,315人

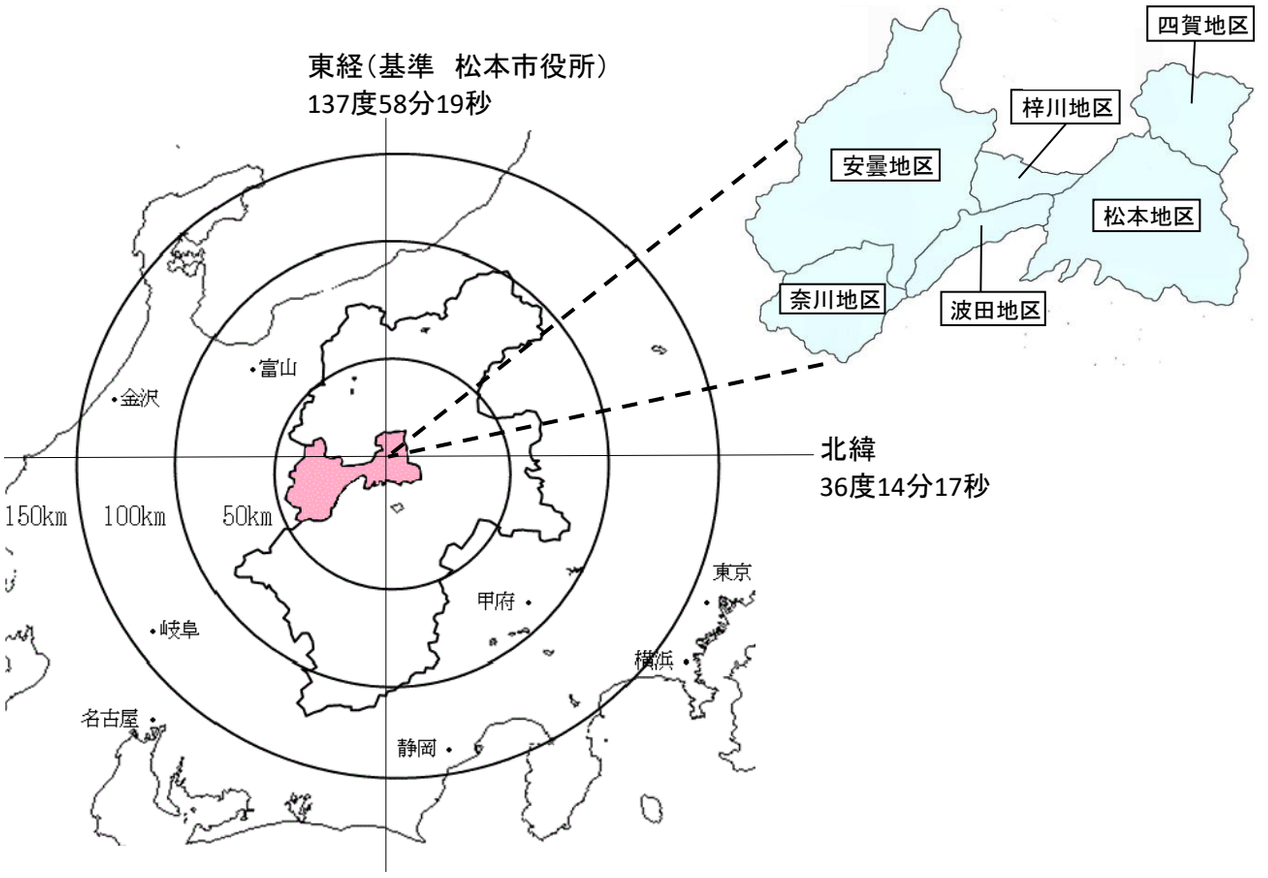

目　　次

Ⅰ 市の概要

1　人口・世帯の推移 …… 1
2　市の予算と決算 …… 2
3　税務機構と事務分掌 …… 4

Ⅱ 市税総括

1　6年度市税の当初予算 …… 5
2　税目別決算額比較表 …… 6
3　5年度市税の収納実績 …… 8
4　市税負担状況調 …… 10

Ⅲ 市県民税

1　年度別納税義務者調 …… 11
2　年度別課税額の調 …… 12
3　所得区分による課税状況 …… 13
4　6年度課税状況調（当初） …… 14
5　6年度課税所得の状況 …… 14
6　法人市民税の課税状況 …… 16

Ⅳ 固定資産税

1　固定資産税の年度別調定額 …… 20
2　固定資産税の区分別調定額の調 …… 21
3　土地の概要 …… 22
4　家屋の概要 …… 24
5　償却資産の概要 …… 24
6　年度別新増分家屋 …… 26
7　年度別減少分家屋 …… 26

Ⅴ 諸税・その他

1　市たばこ税 …… 27
2　入湯税 …… 27
3　都市計画税 …… 27
4　国民健康保険税 …… 27
5　軽自動車税 …… 28
6　利子割交付金 …… 30
7　配当割交付金 …… 30
8　株式等譲渡所得割交付金 …… 30
9　ゴルフ場利用税交付金 …… 30
10　口座振替納付の状況調 …… 31
11　市税の徴収に要する経費 …… 32
12　証明・閲覧に関する調 …… 33

Ⅵ 参考資料

市税の変遷 …… 34

Ⅰ　市の概要

1 人口・世帯の推移

＜面積＞　978.47k㎡

	世帯数	人口			世帯当たり人口	人口密度（1k㎡当たり）
		男	女	計		
平成28年度	100,867	119,306	123,542	242,848	2.4	248
平成29年度	101,619	118,903	123,162	242,065	2.4	247
平成30年度	102,404	118,463	122,669	241,132	2.4	246
平成元年度	103,007	117,999	122,277	240,276	2.3	246
令和2年度	104,934	118,271	122,874	241,145	2.3	246
令和3年度	105,619	117,874	122,352	240,226	2.3	246
令和4年度	106,608	117,537	121,923	239,460	2.2	245
令和5年度	107,412	117,168	121,391	238,559	2.2	244
令和6年度	107,588	116,457	120,858	237,315	2.2	243

資料　　長野県総合政策課統計室「毎月人口異動調査」（各年度10月1日現在、令和6年度は4月1日）

【人　口】

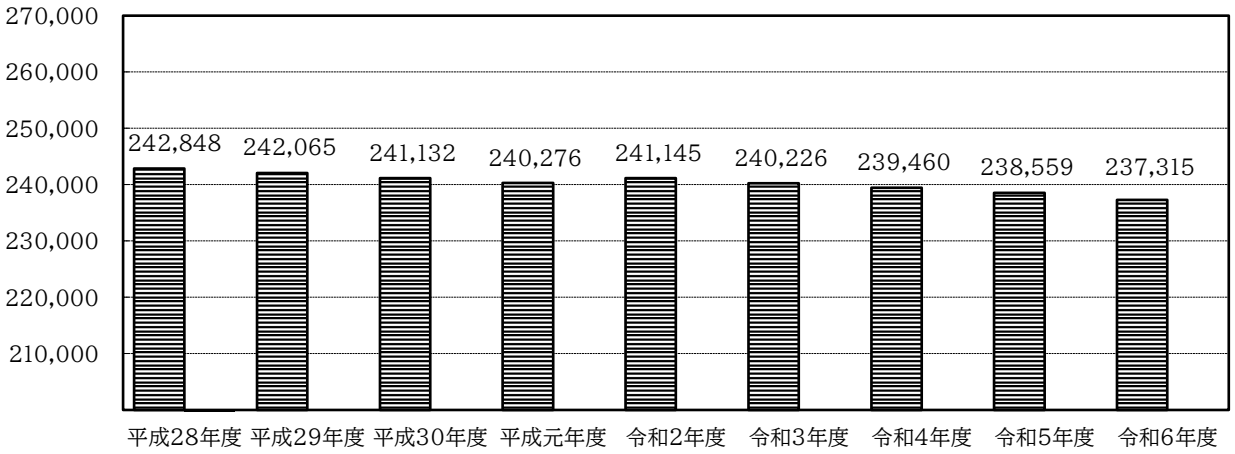

【世　帯】

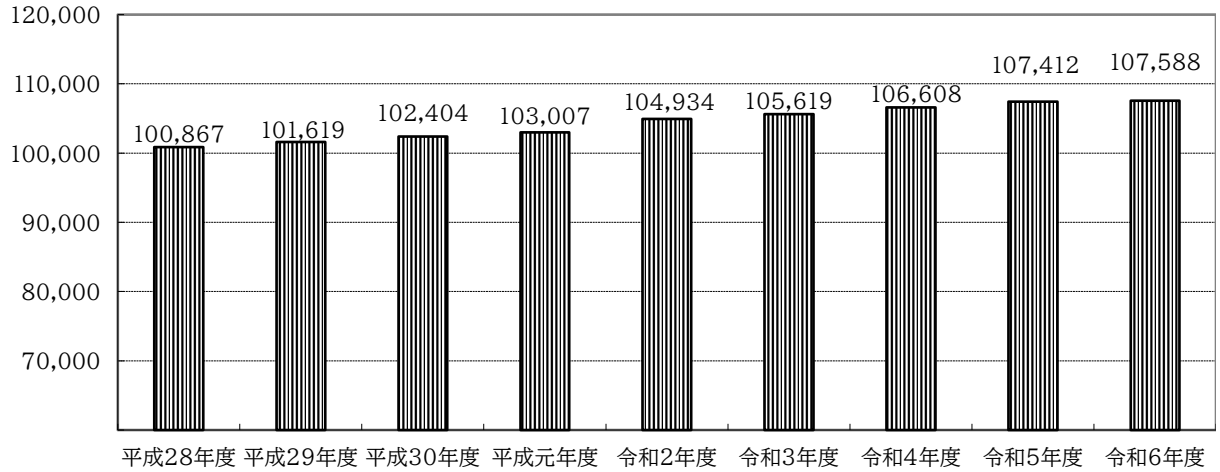

2 市の予算と決算

(1) 令和6年度一般会計当初予算

（単位：千円、％）

歳入			歳出		
科目	予算額	構成比	科目	予算額	構成比
合計	101,290,000	100.00%	合計	101,290,000	100.00%
1 市税	37,046,400	36.57%	1 議会費	455,880	0.45%
2 地方譲与税	987,930	0.98%	2 総務費	13,285,290	13.12%
3 利子割交付金	10,000	0.01%	3 民生費	38,127,090	37.64%
4 配当割交付金	181,000	0.18%	4 衛生費	6,574,550	6.49%
5 株式等譲渡所得割交付金	122,000	0.12%	5 労働費	129,500	0.13%
6 法人事業税交付金	690,000	0.68%	6 農林水産業費	2,571,620	2.54%
7 地方消費税交付金	6,980,000	6.89%	7 商工費	6,751,420	6.67%
8 ゴルフ場利用税交付金	29,000	0.03%	8 土木費	8,783,670	8.67%
9 環境性能割交付金	80,000	0.08%	9 消防費	2,782,340	2.75%
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	35,400	0.03%	10 教育費	10,952,660	10.81%
11 地方特例交付金	1,261,800	1.25%	11 災害復旧費	0	0.00%
12 地方交付税	15,196,000	15.00%	12 公債費	8,827,570	8.72%
13 交通安全対策特別交付金	34,000	0.03%	13 諸支出金	1,898,410	1.87%
14 分担金及び負担金	514,010	0.51%	14 予備費	150,000	0.15%
15 使用料及び手数料	1,712,020	1.69%			
16 国庫支出金	13,317,490	13.15%			
17 県支出金	6,321,950	6.24%			
18 財産収入	495,600	0.49%			
19 寄附金	479,930	0.47%			
20 繰入金	3,512,740	3.47%			
21 繰越金	600,000	0.59%			
22 諸収入	7,210,930	7.12%			
23 市債	4,471,800	4.41%			

(2) 令和5年度一般会計決算状況

（単位：千円、％）

歳入			歳出		
科目	決算額	構成比	科目	決算額	構成比
合計	114,018,633	100.00%	合計	110,388,716	100.00%
1 市税	38,317,551	33.61%	1 議会費	425,200	0.39%
2 地方譲与税	933,858	0.82%	2 総務費	14,166,608	12.83%
3 利子割交付金	11,289	0.01%	3 民生費	39,623,235	35.89%
4 配当割交付金	206,884	0.18%	4 衛生費	7,919,744	7.18%
5 株式等譲渡所得割交付金	205,959	0.18%	5 労働費	143,755	0.13%
6 法人事業税交付金	634,192	0.56%	6 農林水産業費	2,521,140	2.28%
7 地方消費税交付金	6,491,012	5.69%	7 商工費	8,153,651	7.39%
8 ゴルフ場利用税交付金	30,641	0.03%	8 土木費	8,875,506	8.04%
9 環境性能割交付金	75,689	0.07%	9 消防費	2,650,733	2.40%
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	36,191	0.03%	10 教育費	13,216,042	11.97%
11 地方特例交付金	248,163	0.22%	11 災害復旧費	239,278	0.22%
12 地方交付税	15,991,385	14.03%	12 公債費	9,010,378	8.16%
13 交通安全対策特別交付金	35,233	0.03%	13 諸支出金	3,443,447	3.12%
14 分担金及び負担金	517,034	0.45%	14 予備費	0	0.00%
15 使用料及び手数料	1,555,824	1.36%			
16 国庫支出金	18,983,213	16.65%			
17 県支出金	6,603,183	5.79%			
18 財産収入	426,433	0.37%			
19 寄附金	315,170	0.28%			
20 繰入金	4,258,724	3.73%			
21 繰越金	2,951,831	2.59%			
22 諸収入	9,117,974	8.00%			
23 市債	6,071,200	5.32%			

※　表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※　構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

令和6年度一般会計当初予算

歳入　　101,290,000千円　　歳出　　101,290,000千円

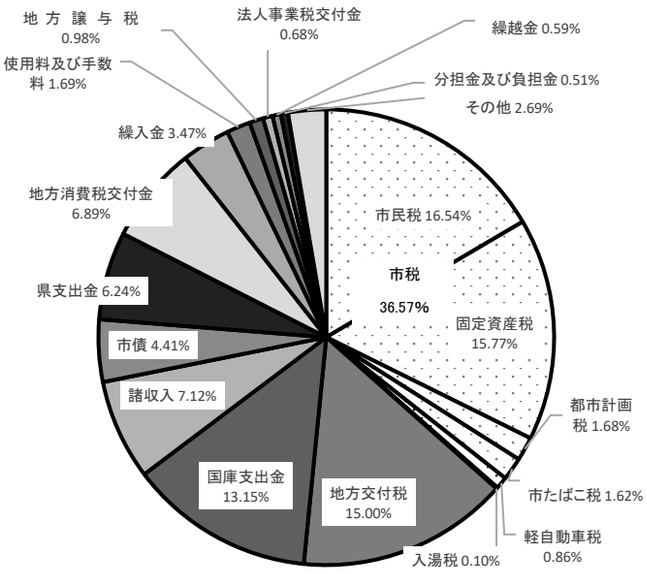

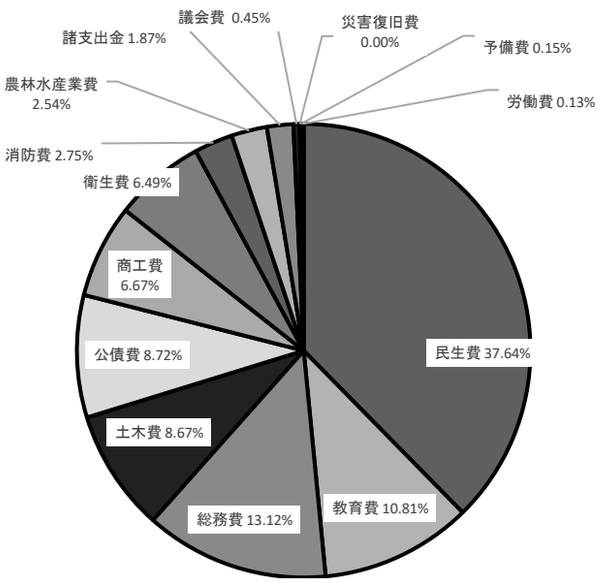

令和5年度一般会計決算額

歳入　　114,018,633千円　　歳出　　110,388,716千円

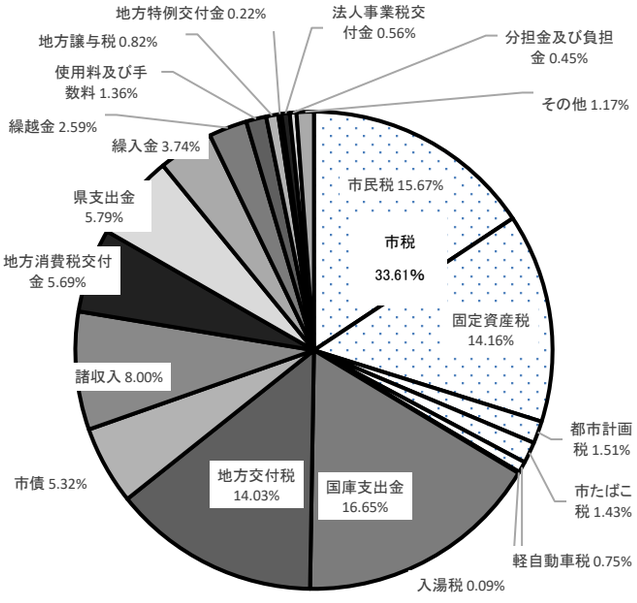

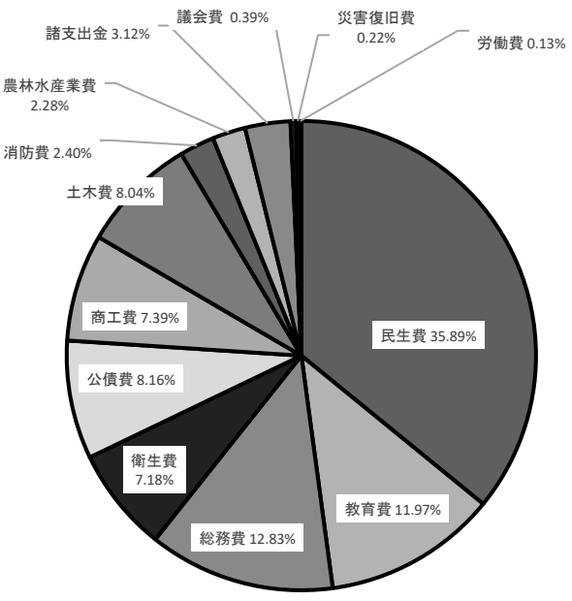

3 税務機構と事務分掌

（令和6年4月1日現在）

区分		係	課長	係長	主査	主査補	主任	主事	事務員	会計年度任用職員	計	事務分掌
財政部	市民税課		1								1	
		庶務担当		(2) 2	2		1			2	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(1) 4	2		5	6	2	2	21	市民税（普通徴収・特別徴収）の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	6	4	0	6	6	2	4	29	
	資産税課		1								1	
		庶務担当		(1) 1	1			2		2	6	税制研究、市税統計、予算、地番図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地担当		(1) 1			3	2	2		8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価
		家屋担当		(3) 4			4	5		5	18	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理、死亡者の課税対応
		計	1	6	1	0	7	9	2	7	33	
	納税課		1								1	
		庶務担当		(1) 3			1	3		2	9	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、各係に属さない事務
		整理担当		(2) 7	7		5	8	3	6	36	徴収猶予、市税滞納金の納付（入）督励、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
		計	1	10	7	0	6	11	3	8	46	
健康福祉部	保険課		1								1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督励及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託
		保険税担当		(2) 4	4		2	2	1	8	21	
		計	1	4	4	0	2	2	1	8	22	

（ ）内の数字は課長補佐（再掲）

Ⅱ　市税総括

１ 6年度市税の当初予算

区　　分			令和6年度 当初予算額(A)	令和5年度 当初予算額(B)	令和5年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B
合　　計			千円 37,046,400	千円 37,274,700	千円 38,302,700	% △ 0.6
1　市　　民　　税			16,753,000	17,262,000	17,953,000	△ 2.9
	(1)　個　　人	現年課税分	13,521,000	14,008,000	14,608,000	△ 3.5
		滞納繰越分	58,000	61,000	73,000	△ 4.9
	(2)　法　　人	現年課税分	3,166,000	3,186,000	3,265,000	△ 0.6
		滞納繰越分	8,000	7,000	7,000	14.3
2　固　定　資　産　税			15,977,400	15,799,700	16,048,700	1.1
	(1)　純固定資産税	現年課税分	15,781,000	15,609,000	15,858,000	1.1
		滞納繰越分	51,000	46,000	46,000	10.9
	(2)　交　　付　　金		145,400	144,700	144,700	0.5
3　軽　自　動　車　税			867,000	846,000	846,000	2.5
	(1)　種別割	現年課税分	807,000	782,000	782,000	3.2
		滞納繰越分	5,000	5,000	5,000	0.0
	(2)　環境性能割		55,000	59,000	59,000	△ 6.8
4　市　た　ば　こ　税			1,644,000	1,586,000	1,644,000	3.7
5　入　　湯　　税			100,000	83,000	100,000	20.5
		現年課税分	100,000	83,000	100,000	20.5
		滞納繰越分	0	0	0	－
6　都　市　計　画　税			1,705,000	1,698,000	1,711,000	0.4
		現年課税分	1,700,000	1,693,000	1,706,000	0.4
		滞納繰越分	5,000	5,000	5,000	0.0
国民健康保険税			4,415,850	4,468,050	4,505,160	△ 1.2
	(1)医療分	(ア)一般分 現年課税分	2,892,740	2,883,590	2,886,980	0.3
		(ア)一般分 滞納繰越分	44,230	125,160	126,750	△ 64.7
		(イ)退職分 現年課税分	10	10	10	0.0
		(イ)退職分 滞納繰越分	10	30	30	△ 66.7
	(2)支援金分	(ア)一般分 現年課税分	1,059,940	1,056,050	1,070,870	0.4
		(ア)一般分 滞納繰越分	44,030	44,030	20,020	0.0
		(イ)退職分 現年課税分	10	10	10	0.0
		(イ)退職分 滞納繰越分	10	10	10	0.0
	(3)介護分	(ア)一般分 現年課税分	354,410	338,700	355,760	4.6
		(ア)一般分 滞納繰越分	20,440	20,440	44,700	0.0
		(イ)退職分 現年課税分	10	10	10	0.0
		(イ)退職分 滞納繰越分	10	10	10	0.0

2 税目別決算額比較表

※　表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が 一致しないことがあります。

科目	令和2年度 決算額					令和3年 決算額			
	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%
合計	37,377,758	△ 2.1	36,579,181	△ 2.0	97.86	36,903,074	△ 1.3	36,299,407	△ 0.8
現年課税分	36,667,402	△ 1.6	36,314,908	△ 1.9	99.04	36,143,454	△ 1.4	35,945,079	△ 1.0
滞納繰越分	710,357	△ 21.5	264,273	△ 10.8	37.20	759,620	6.9	354,328	34.1
1 市民税	17,642,436	△ 4.9	17,272,728	△ 4.7	97.90	17,622,756	△ 0.1	17,272,176	0.0
現年課税分	17,253,484	△ 4.7	17,137,471	△ 4.7	99.33	17,258,859	0.0	17,144,336	0.0
滞納繰越分	388,952	△ 14.1	135,257	△ 11.6	34.77	363,897	△ 6.4	127,840	△ 5.5
2 固定資産税	15,774,476	0.8	15,409,603	0.8	97.69	15,247,780	△ 3.3	15,039,824	△ 2.4
現年課税分	15,507,673	1.6	15,301,112	0.9	98.67	14,911,074	△ 3.8	14,841,738	△ 3.0
滞納繰越分	266,802	△ 30.1	108,491	△ 9.7	40.66	336,706	26.2	198,086	82.6
3 軽自動車税	775,640	7.1	751,687	7.8	96.91	796,124	2.6	773,884	3.0
現年課税分	750,506	7.8	743,386	8.1	99.05	774,172	3.2	767,367	3.2
滞納繰越分	25,134	△ 10.3	8,301	△ 10.6	33.03	21,952	△ 12.7	6,517	△ 21.5
4 市たばこ税	1,435,568	△ 3.1	1,435,568	△ 3.1	100.00	1,522,678	6.1	1,522,678	6.1
現年課税分	1,435,568	△ 3.1	1,435,568	△ 3.1	100.00	1,522,678	6.1	1,522,678	6.1
滞納繰越分	0.0	−	0.0	−	−	−	−	−	−
5 入湯税	49,446	△ 43.1	49,002	△ 43.3	99.10	58,085	17.5	57,698	17.7
現年課税分	48,915	△ 42.9	48,557	△ 43.2	99.31	57,639	17.8	57,531	18.4
滞納繰越分	531	△ 57.1	425	△ 49.9	79.93	446	△ 16.0	167	△ 60.7
6 都市計画税	1,700,192	1.2	1,660,593	1.2	97.67	1,655,651	△ 2.6	1,633,147	△ 1.7
現年課税分	1,671,255	2.0	1,648,794	1.2	98.66	1,619,032	△ 3.1	1,611,429	△ 2.3
滞納繰越分	28,937	△ 30.5	11,799	△ 9.4	40.78	36,619	26.5	21,718	84.1
国民健康保険税	6,491,645	△ 5.2	5,087,198	△ 1.7	78.37	6,223,286	△ 4.1	4,992,225	△ 1.9
現年課税分	5,147,434	△ 3.4	4,828,640	△ 2.2	93.81	5,061,582	△ 1.7	4,758,144	△ 1.5
滞納繰越分	1,344,210	△ 11.6	258,558	7.6	19.23	1,161,704	△ 13.6	234,081	△ 9.5

度	令和4年度					令和5年度				
	決算額					決算額				
収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
98.36	38,028,700	3.1	37,521,099	3.4	98.67	38,820,596	2.1	38,317,551	2.1	98.70
99.45	37,527,914	3.8	37,338,194	3.9	99.49	38,359,965	2.2	38,142,179	2.2	99.43
46.65	500,786	△ 34.1	182,905	△ 48.4	36.52	460,631	△ 8.0	175,372	△ 4.1	38.07
98.01	17,789,591	0.9	17,509,995	1.4	98.43	18,149,952	2.0	17,870,854	2.1	98.46
99.34	17,515,123	1.5	17,414,973	1.6	99.43	17,899,742	2.2	17,780,350	2.1	99.33
35.13	274,468	△ 24.6	95,022	△ 25.7	34.62	250,210	△ 8.8	90,504	△ 4.8	36.17
98.64	15,973,843	4.8	15,787,777	5.0	98.82	16,327,478	2.2	16,143,805	2.3	98.87
99.54	15,789,111	5.9	15,714,370	5.9	99.52	16,156,077	2.3	16,072,608	2.3	99.48
58.83	184,732	△ 45.1	73,407	△ 62.9	39.74	171,401	△ 7.2	71,197	△ 3.0	41.54
97.21	846,702	6.4	825,515	6.7	97.50	869,901	2.7	849,540	2.9	97.66
99.12	825,773	6.7	819,372	6.8	99.22	849,915	2.9	844,011	3.0	99.31
29.69	20,929	△ 4.7	6,143	△ 5.7	29.35	19,986	△ 4.5	5,529	△ 10.0	27.66
100.00	1,614,364	6.0	1,614,364	6.0	100.00	1,632,615	1.1	1,632,615	1.1	100.00
100.00	1,614,364	6.0	1,614,364	6.0	100.00	1,632,615	1.1	1,632,615	1.1	100.00
−	−	−	−	−	−	-	−	-	−	−
99.33	90,611	56.0	90,269	56.5	99.62	98,614	8.8	98,572	9.2	99.96
99.81	90,224	56.5	89,882	56.2	99.62	98,136	8.8	98,094	9.1	99.96
37.44	387	△ 13.2	387	131.7	100.06	478	23.5	478	23.5	100.00
98.64	1,713,589	3.5	1,693,179	3.7	98.81	1,742,036	1.7	1,722,165	1.7	98.86
99.53	1,693,319	4.6	1,685,233	4.6	99.52	1,723,480	1.8	1,714,501	1.7	99.48
59.31	20,270	△ 44.6	7,946	△ 63.4	39.20	18,556	△ 8.5	7,664	△ 3.5	41.30
80.22	5,693,293	△ 8.5	4,569,487	△ 8.5	80.26	5,519,640	△ 3.1	4,529,327	△ 0.9	82.06
94.01	4,625,163	△ 8.6	4,348,052	△ 8.6	94.01	4,597,732	△ 0.6	4,323,329	△ 0.6	94.03
20.15	1,068,130	△ 8.1	221,435	△ 5.4	20.73	921,908	△ 13.7	205,998	△ 7.0	22.34

３ 5年度市税の収納実績

※　表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が 一致しないことがあります。

税目		調定額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合計 (C)	現年課税分 (D)
合計		千円 38,359,965	千円 460,631	千円 38,820,596	千円 38,142,179
普通税	計	36,538,349	441,597	36,979,946	36,329,584
	1 市民税	17,899,742	250,210	18,149,952	17,780,350
	(1) 個人均等割	438,159	7,043	445,202	435,165
	(2) 個人所得割	14,271,974	229,309	14,501,283	14,167,696
	（上記のうち退職所得分）	130,902	－	130,902	125,845
	(3) 法人均等割	957,420	4,160	961,580	953,882
	(4) 法人税割	2,232,189	9,698	2,241,887	2,223,607
	2 固定資産税	16,156,077	171,401	16,327,478	16,072,608
	(1) 純固定資産税	16,011,310	171,401	16,182,711	15,927,841
	ア 土地	5,487,974	60,074	5,548,048	5,460,064
	イ 家屋	7,584,487	81,270	7,665,757	7,545,018
	ウ 償却資産	2,938,849	30,057	2,968,906	2,922,759
	(2) 交付金	144,767	－	144,767	144,767
	3 軽自動車税	849,915	19,986	869,901	844,011
	(1) 種別割	792,033	19,986	812,019	786,129
	(2) 環境性能割	57,882	－	57,882	57,882
	4 市たばこ税	1,632,615	－	1,632,615	1,632,615
目的税	計	1,821,616	19,034	1,840,650	1,812,595
	1 入湯税	98,136	478	98,614	98,094
	2 都市計画税	1,723,480	18,556	1,742,036	1,714,501
	(1) 土地	861,109	9,378	870,487	856,565
	(2) 家屋	862,371	9,178	871,549	857,936
国民健康保険税		4,597,732	921,908	5,519,640	4,323,329

入　　額		収　　納　　率			
滞納繰越分 (E)	合　　計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合　計 (F)/(C)×100	前 年 度
千円	千円	%	%	%	%
175,372	38,317,551	99.43	38.07	98.70	98.67
167,230	36,496,814	99.43	37.87	98.69	98.66
90,504	17,870,854	99.33	36.17	98.46	98.43
2,614	437,779	99.32	37.11	98.33	98.15
85,105	14,252,801	99.27	37.11	98.29	98.21
－	125,845	96.14	－	96.14	100.00
836	954,718	99.62	20.10	99.28	99.39
1,949	2,225,556	99.62	20.10	99.27	99.36
71,197	16,143,805	99.48	41.54	98.87	98.82
71,197	15,999,038	99.48	41.54	98.87	98.82
24,955	5,485,019	99.49	41.54	98.86	98.82
33,754	7,578,772	99.48	41.53	98.87	98.82
12,488	2,935,247	99.45	41.55	98.87	98.82
－	144,767	100.00	－	100.00	100.00
5,529	849,540	99.31	27.66	97.66	97.50
5,529	791,658	99.25	27.66	97.49	97.31
－	57,882	100.00	0.00	100.00	100.00
－	1,632,615	100.00	－	100.00	100.00
8,142	1,820,737	99.50	42.78	98.92	98.85
478	98,572	99.96	100.00	99.96	99.62
7,664	1,722,165	99.48	41.30	98.86	98.81
3,873	860,438	99.47	41.30	98.85	98.81
3,791	861,727	99.49	41.31	98.87	98.81
205,998	4,529,327	94.03	22.34	82.06	80.22

4 市税負担状況調

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率
人口一人当たり	市税総額	円 150,891	% △ 1.7	円 157,274	% 4.2	円 161,642	% 2.8
	市民税個人	58,045	△ 1.8	59,177	2.0	61,986	4.7
	純固定資産税	61,648	△ 4.1	65,555	6.3	67,469	2.9
	その他の税	31,198	3.9	32,542	4.3	32,187	△ 1.1
一世帯当たり	市税総額	340,074	△ 3.3	351,401	3.3	356,545	1.5
	市民税個人	130,820	△ 3.4	132,221	1.1	136,727	3.4
	純固定資産税	138,941	△ 5.7	146,472	5.4	148,821	1.6
	その他の税	70,313	2.2	72,708	3.4	70,997	△ 2.4

備考　税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ　市県民税

1 年度別納税義務者調

(1)　市民税(個人)

区分			令和4年度	令和5年度	令和6年度
			人	人	人
合計		納税義務者数	121,711	123,257	125,108
		均等割のみ	8,769	8,642	15,793
		均等割・所得割合算	112,942	114,615	109,315
特別徴収	給与	納税義務者数	83,432	84,422	85,570
		均等割のみ	2,171	2,216	4,834
		均等割・所得割合算	81,261	82,206	80,736
	年金	納税義務者数	19,465	19,583	20,240
		均等割のみ	3,511	3,473	5,463
		均等割・所得割合算	15,954	16,110	14,777
普通徴収		納税義務者数	18,814	19,252	19,298
		均等割のみ	3,087	2,953	5,496
		均等割・所得割合算	15,727	16,299	13,802
特別徴収義務者		給与	10,105	10,346	10,584
		年金	7	7	7

備考　7月1日現在の現年課税分

(2)　県民税(個人)

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	人	人	人
納税義務者数	121,752	123,306	123,466
均等割のみ	8,827	8,684	10,225
均等割・所得割合算	112,925	114,622	113,241

備考　6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		千円	千円	千円
合計	課税所得金額	249,264,234	261,579,574	231,031,389
	所得割	13,599,473	14,133,870	13,485,816
	均等割	426,121	431,563	375,462
	計	14,025,594	14,565,433	13,861,278
特別徴収	所得割	11,280,852	11,597,417	11,133,887
	均等割	338,986	341,523	298,807
	計	11,619,838	11,938,940	11,432,694
普通徴収	所得割	2,318,621	2,536,453	2,351,929
	均等割	87,135	90,040	76,655
	計	2,405,756	2,626,493	2,428,584

備考 6月末現在の現年課税分

(2) 県民税(個人)

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
		千円	千円	千円
合計	課税所得金額	249,264,234	261,579,574	231,031,389
	所得割	9,063,732	9,419,983	8,987,671
	均等割	243,497	246,607	187,744
	計	9,307,229	9,666,590	9,175,415
特別徴収	所得割	7,518,706	7,729,700	7,420,600
	均等割	193,702	195,151	149,408
	計	7,712,408	7,924,851	7,570,008
普通徴収	所得割	1,545,026	1,690,283	1,567,071
	均等割	49,795	51,456	38,336
	計	1,594,821	1,741,739	1,605,407

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区分＼年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比
	人	%	人	%	人	%
給与所得者	91,902	81.4	93,316	81.4	90,271	82.6
営業等所得者	3,981	3.5	4,137	3.6	3,777	3.5
農業所得者	467	0.4	534	0.5	571	0.5
その他の所得者	15,285	13.5	15,305	13.4	13,195	12.1
譲渡所得等の所得者	1,307	1.2	1,323	1.2	1,501	1.4
合計	112,942	100.0	114,615	100.0	109,315	100.0

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 年度別所得割額

区分＼年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	税額	構成比	税額	構成比	税額	構成比
	千円	%	千円	%	千円	%
給与所得者	11,296,934	83.2	11,734,732	83.1	11,208,020	83.2
営業等所得者	641,047	4.7	668,239	4.7	657,777	4.9
農業所得者	53,846	0.4	68,842	0.5	87,163	0.6
その他の所得者	975,914	7.2	961,663	6.8	878,635	6.5
譲渡所得等の所得者	613,309	4.5	683,543	4.8	643,000	4.8
合計	13,581,050	100.0	14,117,019	100.0	13,474,595	100.0
(平均税率)	6.0		6.0		6.0	

備考 7月1日現在の現年課税分

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 6年度課税状況調(当初)

区 / 分所得者区分	均等割のみを納める者	
	人員	均等割額
	人	千円
給与所得者	8,123	24,369
営業等所得者	1,081	3,243
農業所得者	112	336
その他の所得者	6,477	19,431
家屋敷等のみ		
合計	15,793	47,379
令和5年度	8,642	30,247

備考 7月1日現在の現年課税分

5 6年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

区 / 分課税標準段階	納税義務者数	総所得金額等(山林所得含)	先物取引に係る雑所得	上場株式等に係る配当所得	分離長期譲渡所得	分離短期譲渡所得	株式等に係る譲渡所得	所得合計額
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下の金額	213	77,660	26,078	3,245	1,887,426	17,469	44,926	2,056,804
10万円超～100万円以下	32,840	47,610,765	14,189	12,082	1,397,400	3,853	199,279	49,237,568
100万円超～200万円以下	32,592	84,347,846	18,088	19,421	690,479	1,297	256,724	85,333,855
200万円超～300万円以下	19,652	76,044,981	17,147	28,051	585,395	1,183	1,349,098	78,025,855
300万円超～400万円以下	10,550	54,478,523	49,751	16,815	382,669	7,771	90,966	55,026,495
400万円超～550万円以下	6,709	43,830,193	13,830	16,037	251,250	1,159	139,332	44,251,801
550万円超～700万円以下	2,446	20,167,618	9,589	11,783	281,258	3,276	112,332	20,585,856
700万円超～1,000万円以下	1,994	20,737,645	2,059	22,172	265,274	645	39,063	21,066,858
1,000万円を超える金額	2,319	29,371,268	1,038	45,450	243,255	2,349	307,970	29,971,330
合計	109,315	376,666,499	151,769	175,056	5,984,406	39,002	2,539,690	385,556,422

備考 7月1日現在の現年課税分

均等割と所得割を納める者			合　　計	
人　員	均等割額	所得割額	人　員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
90,953	272,859	11,451,949	99,076	11,749,177
3,821	11,463	686,931	4,902	701,637
575	1,725	88,356	687	90,417
13,966	41,898	1,247,441	20,443	1,308,770
			0	0
109,315	327,945	13,474,677	125,108	13,850,001
114,615	401,153	14,117,081	123,257	14,548,481

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区分 ＼ 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
資本金等の額	従業員数	社	社	社	社
1千万円以下	50人以下	5,464	5,564	5,604	5,628
1千万円以下	50人超	50	53	59	58
1千万円超1億円以下	50人以下	1,227	1,211	1,210	1,214
1千万円超1億円以下	50人超	106	106	109	111
1億円超10億円以下	50人以下	445	451	452	447
1億円超10億円以下	50人超	60	56	57	55
10億円超	50人以下	584	574	572	571
10億円超50億円以下	50人超	22	22	23	23
50億円超	50人超	50	52	53	53
合計		8,008	8,089	8,139	8,160
伸率		0.3 %	1.0 %	0.6 %	0.3 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)
6年度は6月末現在の数値

(2) 年度別調定額

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		千円	千円	千円	千円
現年度分	税割	2,092,396	2,342,542	2,369,978	2,182,190
	均等割	946,518	937,467	946,613	935,102
	計	3,038,914	3,280,009	3,316,591	3,117,292
過年度分	税割	75,548	54,537	57,589	49,999
	均等割	14,190	20,585	20,441	22,317
	計	89,738	75,122	78,030	72,316
合計	税割	2,167,944	2,397,079	2,427,567	2,232,189
	均等割	960,708	958,052	967,054	957,419
	計	3,128,652	3,355,131	3,394,621	3,189,608
	伸率	△ 23.0 %	7.2 %	1.2 %	△ 6.0 %

備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 令和5年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)

法 人 数(8,139社)

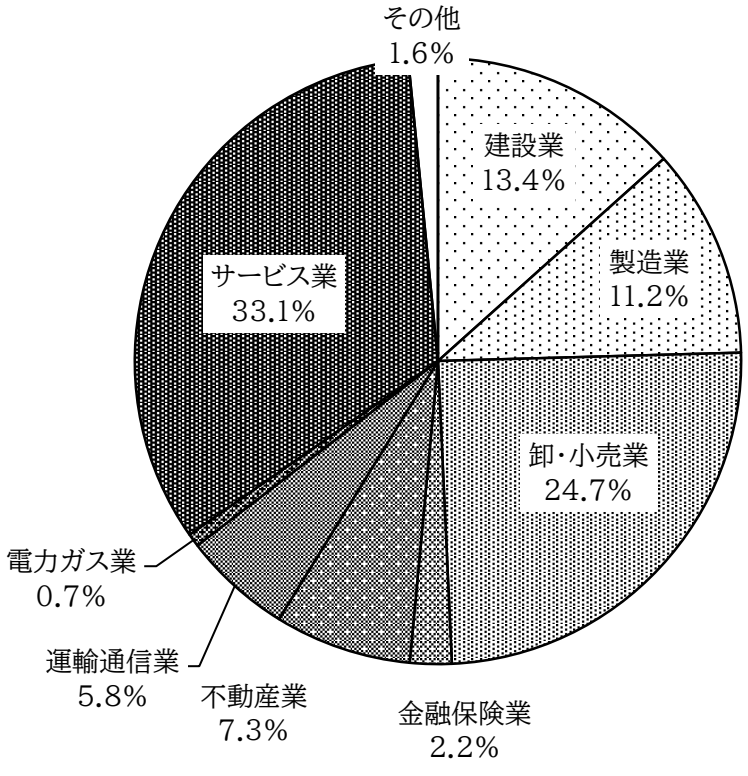

税 割 額(2,182,190千円)

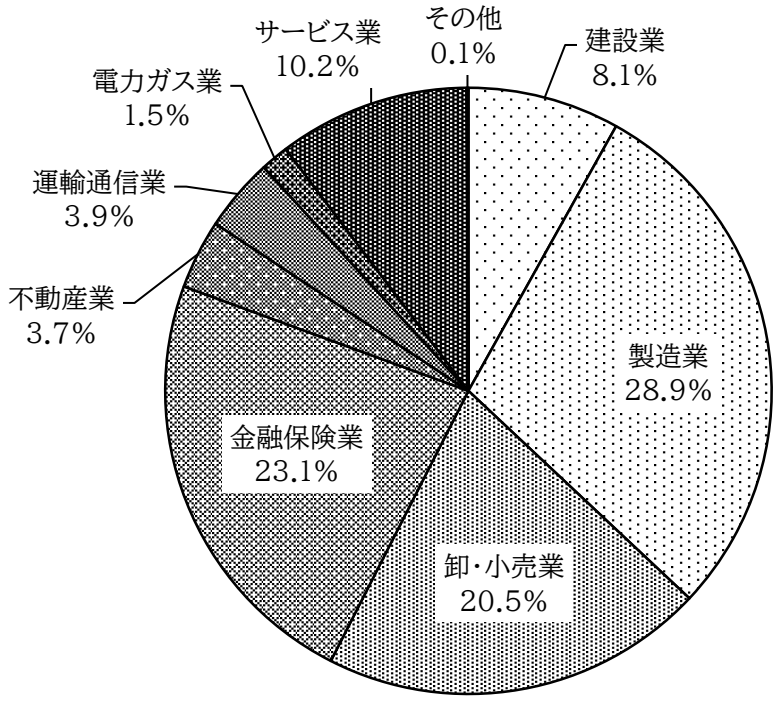

(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農　業	林　業	鉱　業	建　設　業
24	1.1	△ 23.5	1.5	98.3	18.8	△ 21.4	9.0
	2,577,306	28,105	2,549,201	2,447	3,104	603	140,356
25	14.7	159.1	13.1	6.8	△ 0.9	△ 33.5	24.5
	2,955,809	72,830	2,882,979	2,614	3,076	401	174,705
26	13.8	△ 11.8	14.5	△ 15.1	△ 12.8	270.6	22.7
	3,364,056	64,233	3,299,823	2,220	2,681	1,486	214,316
27	△ 10.9	14.8	△ 11.4	43.4	△ 14.9	△ 43.2	△ 0.2
	2,996,672	73,761	2,922,911	3,184	2,282	844	213,829
28	△ 9.1	△ 2.3	△ 9.3	13.9	24.9	40.3	△ 2.0
	2,723,287	72,036	2,651,251	3,625	2,850	1,184	209,482
29	14.1	△ 23.3	15.1	△ 42.2	8.1	135.7	20.5
	3,106,039	55,275	3,050,764	2,094	3,082	2,791	252,352
30	△ 3.9	23.6	△ 4.4	41.6	△ 72.3	△ 53.2	△ 12.1
	2,983,402	68,310	2,915,092	2,965	854	1,305	221,853
元	3.4	3.4	3.4	160.5	150.5	72.4	14.2
	3,086,059	70,641	3,015,418	7,725	2,139	2,250	253,433
2	△ 29.8	6.9	△ 30.6	△ 63.9	△ 31.4	△ 90.1	△ 11.1
	2,167,944	75,548	2,092,396	2,785	1,468	223	225,353
3	10.6	△ 27.8	12.0	40.2	△ 23.6	593.3	△ 2.6
	2,397,079	54,537	2,342,542	3,904	1,121	1,546	219,504
4	12.0	△ 23.8	13.3	△ 31.0	13.5	△ 47.0	△ 12.3
	2,427,567	57,589	2,369,978	2,692	1,272	820	192,489
5	△ 6.9	△ 8.3	△ 6.8	△ 23.2	86.8	△ 16.2	△ 10.8
	2,232,189	49,998	2,182,191	2,999	2,094	1,295	195,769

上段 前年対比伸率 %
下段 決 算 額 千円

製 造 業	卸 小 売 業	金 融 業	不 動 産 業	運 輸 通 信 業	電 力 ガ ス 業	サ ー ビ ス 業
△ 15.0	4.5	33.1	31.1	70.5	△ 54.0	△ 5.0
793,623	614,901	387,830	64,713	206,779	37,183	297,642
△ 1.8	△ 4.5	75.3	2.1	15.3	△ 33.4	9.7
779,254	587,368	679,853	66,101	238,313	24,753	326,530
24.2	11.0	23.0	17.3	△ 18.3	△ 0.4	△ 0.1
967,961	652,043	836,112	77,557	194,592	24,650	326,205
△ 25.4	△ 25.3	5.2	△ 6.9	△ 7.1	51.3	△ 0.7
721,944	487,311	879,443	72,192	180,736	37,294	323,852
△ 3.2	11.3	△ 46.3	32.4	18.5	152.3	△ 2.2
698,766	542,406	472,266	95,557	214,250	94,090	316,775
34.4	△ 2.8	36.5	3.7	△ 16.3	△ 22.3	3.4
939,211	527,331	644,798	99,088	179,221	73,145	327,651
△ 7.5	6.3	△ 17.0	62.9	6.5	△ 14.6	△ 5.8
868,944	560,403	535,334	161,445	190,788	62,445	308,756
5.6	△ 2.9	19.2	△ 9.8	△ 16.6	△ 17.6	△ 4.9
917,991	544,079	637,964	145,650	159,060	51,468	293,659
△ 43.4	△ 22.3	△ 35.5	△ 30.2	△ 25.4	△ 19.9	△ 15.8
519,157	422,924	411,722	101,606	118,736	41,241	247,181
33.0	2.8	17.3	△ 14.2	△ 31.6	204.7	△ 13.4
690,638	434,815	482,895	87,165	81,244	125,674	214,036
△ 1.0	11.7	13.3	△ 0.7	13.6	△ 72.4	13.1
683,954	485,734	547,327	86,573	92,319	34,671	242,127
3.9	12.1	△ 33.3	△ 11.4	17.7	△ 53.0	3.2
717,653	487,550	322,051	77,257	95,612	59,037	220,874

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの

Ⅳ　固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額

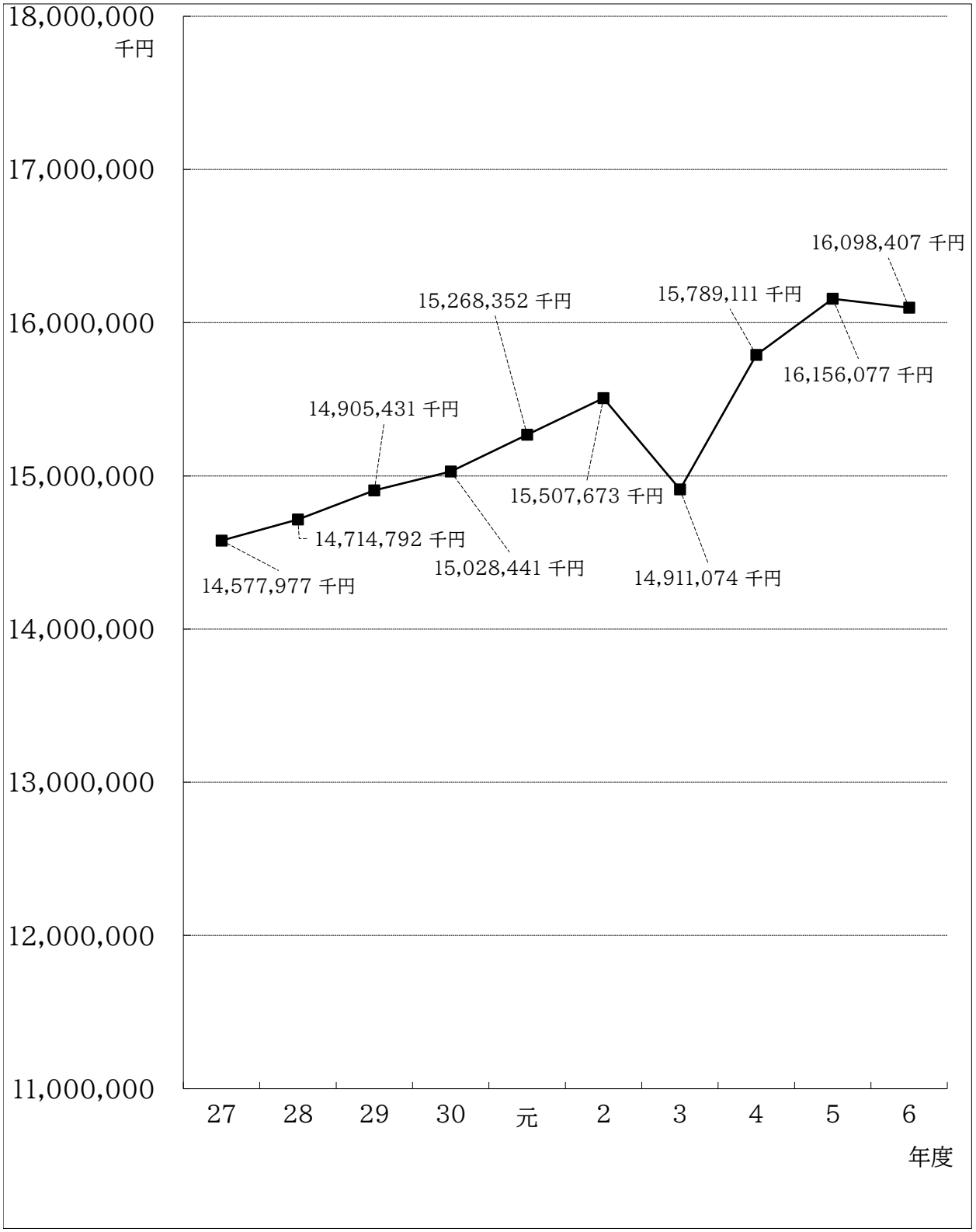

（注）1 6年度は7月末調定の数値
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計
3 3年度は新型コロナウイルス感染症対策による軽減措置あり（純固定資産税501，692千円 全額交付金で補てん）

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
課税標準額	土地	396,500,778千円	399,039,232千円	399,097,990千円	401,319,242千円
	家屋	499,982,339	539,833,649	551,561,157	549,732,731
	償却資産	179,025,049	199,654,960	213,719,784	210,216,283
	計	1,075,508,166	1,138,527,841	1,164,378,931	1,161,268,256
税額		14,766,765	15,642,448	16,011,310	15,952,950
納税義務者		93,828人	94,406人	94,680人	94,049人

(注) 1 6年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値
2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。
3 3年度は新型コロナウイルス感染症対策による軽減措置あり(税額501,692千円 全額交付金で補てん)

(2) 交付金

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
算定標準額	10,307,848千円	10,475,976千円	10,340,529千円	10,389,850千円
税額	144,309	146,663	144,767	145,457
納税義務者	15人	15人	15人	15人

(3) 固定資産税合計

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
課税標準額	1,085,816,014千円	1,149,003,817千円	1,174,719,460千円	1,171,658,106千円
税額	14,911,074	15,789,111	16,156,077	16,098,407

3 土地の概要

区　　分	年度	合　計	田	畑	宅　地
地　　積 （千㎡）	4	202,478	48,217	27,473	40,426
	5	202,525	47,995	26,800	40,512
	6	202,535	47,805	26,329	40,606
評 価 額 （ ）内は 課税標準額 （千円）	4	(399,094,918) 1,059,206,334	(12,643,890) 25,504,371	(8,657,015) 29,238,998	(331,452,840) 936,526,679
	5	(399,349,553) 1,060,285,952	(12,547,741) 25,818,485	(8,595,702) 28,205,775	(331,610,521) 937,973,687
	6	(401,357,636) 1,077,966,086	(12,411,093) 24,808,469	(8,526,865) 27,643,840	(333,792,501) 955,974,828
筆　　数 （筆）	4	375,860	39,879	38,147	234,852
	5	377,349	39,415	37,036	236,412
	6	378,405	39,074	36,098	237,666
提示平均価額 （円／㎡）	4		141	50	23,403
	5		141	50	23,403
	6		141	50	23,366
平均価格 ( )内は 最高価格 （円／㎡）	4	4,930	141 (169)	50 (83)	23,031 (201,350)
	5	4,936	141 (169)	50 (83)	23,015 (197,090)
	6	5,018	141 (169)	51 (83)	23,400 (196,990)

備考　1　この数値は法定免税点以上のものです。（平均価格を除く）
　　2　田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
　　3　各年度とも概要調書の数値

鉱泉地	池沼	山林	原野	雑種地
0.588	3,720	68,326	8,845	5,470
0.588	3,720	69,094	8,848	5,555
0.588	3,720	69,477	9,005	5,592
(66,896)	(107,183)	(1,547,575)	(345,698)	(44,273,821)
66,901	126,783	1,631,323	409,158	65,702,121
(66,901)	(107,089)	(1,542,873)	(337,915)	(44,540,811)
66,901	126,654	1,614,666	396,620	66,083,164
(66,901)	(102,783)	(1,492,209)	(323,675)	(44,641,609)
66,901	117,418	1,535,693	369,356	67,449,581
36	346	39,850	10,624	12,126
36	344	41,184	10,614	12,308
36	344	41,881	10,956	12,350
		20		
		20		
		20		
113,777	34	20	43	11,982
(1,875,935)	(10,258)	(35)	(40,708)	(165,000)
113,777	34	20	42	11,866
(1,875,935)	(10,258)	(35)	(40,708)	(162,000)
113,777	32	20	38	12,031
(1,875,935)	(8,310)	(122)	(40,736)	(162,000)

4 家屋の概要

区　　分	年 度	棟　　数	床 面 積
総　　数	4	122,583	18,717 千㎡
	5	122,084	18,734
	6	122,356	18,831
木　　造	4	86,565	10,011
	5	86,524	10,025
	6	86,555	10,049
非 木 造	4	36,018	8,706
	5	35,560	8,709
	6	35,801	8,782

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。
2 各年度とも概要調書の数値

5 償却資産の概要

区　　分	年　度	決 定 価 格
総　　数	4	200,931,137 千円
	5	216,410,824
	6	213,134,716
構　　築　　物	4	36,577,314
	5	38,803,831
	6	38,777,525
機　械　及　び　装　置	4	68,956,675
	5	82,578,587
	6	80,149,973
船　　舶	4	2,259
	5	2,086
	6	11,725
航　　空　　機	4	212,497
	5	143,216
	6	87,716
車　両　及　び　運　搬　具	4	950,453
	5	1,045,196
	6	1,247,518
工　具　器　具　及　び　備　品	4	26,310,187
	5	26,315,423
	6	27,185,494
法 第 ３８９ 条 関 係 分(配　分)	4	67,921,752
	5	67,522,485
	6	65,674,765

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。
2 各年度とも概要調書の数値

評　価　額	平 均 価 格
541,017,830 千円	28,463 円
551,122,989	29,418
550,490,357	29,233
180,429,223	18,022
185,462,709	18,500
187,045,584	18,613
360,588,607	41,419
365,660,280	41,987
363,444,773	41,385

課 税 標 準 額	課　税　標　準　額　の　内　訳	
	課税標準の特例規定の適用を受けるもの	(ｱ)以外のもの
198,513,228 千円	753,912 千円	130,196,231 千円
213,460,294	1,015,999	145,208,164
210,044,179	1,064,704	143,680,913
36,344,495	104,634	36,239,861
38,425,040	137,197	38,287,843
38,244,415	161,586	38,082,829
67,163,061	644,415	66,518,646
80,325,171	877,619	79,447,552
78,145,270	827,497	77,317,773
2,259	0	2,259
2,086	0	2,086
11,725	0	11,725
212,497	0	212,497
143,216	0	143,216
87,716	0	87,716
950,385	34	950,351
1,045,158	19	1,045,139
1,105,329	71,094	1,034,235
26,277,446	4,829	26,272,617
26,283,492	1,164	26,282,328
27,151,162	4,527	27,146,635
67,563,085	－	－
67,236,131	－	－
65,298,562	－	－

6 年度別新増分家屋

区分			令和4年度	令和5年度	令和6年度
木造家屋	専用住宅	棟数(棟)	823	728	722
		床面積(㎡)	90,991	82,960	79,029
		決定価格(千円)	5,548,720	5,122,766	5,791,562
	その他	棟数(棟)	88	77	70
		床面積(㎡)	11,053	8,716	10,480
		決定価格(千円)	627,425	507,808	656,330
木造以外の家屋		棟数(棟)	288	348	363
		床面積(㎡)	78,953	73,698	76,383
		決定価格(千円)	8,014,538	7,196,756	8,212,755
合計		棟数(棟)	1,199	1,153	1,155
		床面積(㎡)	180,997	165,374	165,892
		決定価格(千円)	14,190,683	12,827,330	14,660,647

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区分			令和4年度	令和5年度	令和6年度
木造家屋	専用住宅	棟数(棟)	711	748	697
		床面積(㎡)	55,081	56,142	53,142
		決定価格(千円)	509,486	540,573	524,573
	その他	棟数(棟)	318	660	337
		床面積(㎡)	17,378	25,156	16,648
		決定価格(千円)	87,491	133,637	107,450
木造以外の家屋		棟数(棟)	309	338	226
		床面積(㎡)	86,064	68,989	27,125
		決定価格(千円)	1,295,846	1,835,250	543,322
合計		棟数(棟)	1,338	1,746	1,260
		床面積(㎡)	158,523	150,287	96,915
		決定価格(千円)	1,892,823	2,509,460	1,175,345

備考 各年度とも概要調書の数値

Ⅴ　諸税・その他

1 市たばこ税

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
消費本数	254,636 千本	246,392 千本	249,178 千本
調定額	1,522,678 千円	1,614,364 千円	1,632,615 千円

2 入湯税

区　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
課税人員	459,361 人	687,567 人	761,555 人
調定額	57,639 千円	90,224 千円	98,136 千円

3 都市計画税

区　分		令和4年度	令和5年度	令和6年度
課税標準額	土地	430,335,630 千円	432,690,406 千円	437,864,810 千円
	家屋	421,139,647 千円	433,324,707 千円	432,591,436 千円
	計	851,475,277 千円	866,015,113 千円	870,456,246 千円
調定額		1,693,319 千円	1,723,480 千円	1,730,743 千円
納税義務者数		60,333 人	61,113 人	60,953 人

備考　6年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

4 国民健康保険税

区　分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	4,590,950 千円	4,568,551 千円	4,573,210 千円
	30,865 世帯	30,011 世帯	29,505 世帯
	7割軽減対象世帯数 9,014 世帯	7割軽減対象世帯数 8,600 世帯	7割軽減対象世帯数 8,412 世帯
	5割軽減対象世帯数 4,507 世帯	5割軽減対象世帯数 4,310 世帯	5割軽減対象世帯数 4,161 世帯
	2割軽減対象世帯数 3,274 世帯	2割軽減対象世帯数 3,133 世帯	2割軽減対象世帯数 3,026 世帯

備考　各年度とも当初調定の数値

5 軽自動車税

(1) 種別割

区分			年度	賦課期日現在台数 一般	賦課期日現在台数 官公署	賦課期日現在台数 計 (1)	非課税 官公署 (2)	課税免除 減免等 (3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額
総数			4	103,816 台	483 台	104,299 台	483 台	1,738 台	102,078 台	767,949 千円
			5	104,919	482	105,401	482	1,749	103,170	792,262
			6	105,784	487	106,271	487	1,753	104,031	814,517
原動機付自転車	50cc以下		4	7,608	38	7,646	38	46	7,562	15,124
			5	7,347	38	7,385	38	45	7,302	14,604
			6	7,044	38	7,082	38	50	6,994	13,988
	特定小型		4							
			5							
			6	18	0	18	0	0	18	36
	50cc超 90cc以下		4	778	6	784	6	7	771	1,542
			5	780	5	785	5	7	773	1,546
			6	775	4	779	4	8	767	1,534
	90cc超 125cc以下		4	1,710	22	1,732	22	6	1,704	4,090
			5	1,828	23	1,851	23	8	1,820	4,368
			6	1,976	23	1,999	23	9	1,967	4,721
	ミニカー		4	140	1	141	1	1	139	514
			5	155	1	156	1	1	154	570
			6	163	1	164	1	1	162	599
軽自動車	二輪車 (125cc超 250cc以下)		4	3,464	8	3,472	8	1	3,463	12,467
			5	3,542	10	3,552	10	1	3,541	12,748
			6	3,576	10	3,586	10	1	3,575	12,870
	三輪車		4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車 (新税率)		4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車 (重課税率)		4	3	0	3	0	0	3	14
			5	3	0	3	0	0	3	14
			6	3	0	3	0	0	3	14
	三輪車 (75%軽課)		4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車 (50%軽課)		4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車 (25%軽課)		4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
	四輪車 乗用 営業用		4	4	0	4	0	0	4	22
			5	3	0	3	0	0	3	17
			6	5	0	5	0	0	5	28
	四輪車 乗用 自家用		4	21,805	40	21,845	40	518	21,287	153,266
			5	18,531	29	18,560	29	452	18,079	130,169
			6	15,526	19	15,545	19	371	15,155	109,116
	四輪車 貨物用 営業用		4	170	0	170	0	0	170	510
			5	153	0	153	0	0	153	459
			6	107	0	107	0	0	107	321
	四輪車 貨物用 自家用		4	5,340	85	5,425	85	81	5,259	21,036
			5	4,340	71	4,411	71	62	4,278	17,112
			6	3,378	66	3,444	66	45	3,333	13,332
	四輪車 乗用 営業用 (新税率)		4	3	0	3	0	1	2	14
			5	5	0	5	0	1	4	28
			6	7	0	7	0	1	6	41
	四輪車 乗用 自家用 (新税率)		4	23,974	35	24,009	35	528	23,446	253,217
			5	27,135	40	27,175	40	568	26,567	286,924
			6	30,530	45	30,575	45	637	29,893	322,844
	四輪車 貨物用 営業用 (新税率)		4	286	0	286	0	2	284	1,079
			5	324	0	324	0	2	322	1,224
			6	349	0	349	0	2	347	1,319
	四輪車 貨物用 自家用 (新税率)		4	6,992	94	7,086	94	49	6,943	34,715
			5	7,873	101	7,974	101	61	7,812	39,060
			6	8,741	103	8,844	103	69	8,672	43,360

備考　7月1日現在の現年課税分

区分			年度	賦課期日現在台数			非課税	課税免除	差引課税台数	調定額
				一般	官公署	計 (1)	(官公署) (2)	減免等 (3)	(1)-(2)-(3)	
軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車	四輪車	乗用 営業用（重課税率）	4	1 台	0 台	1 台	0 台	0 台	1 台	8 千円
			5	5	0	5	0	0	5	41
			6	8	0	8	0	0	8	66
		乗用 自家用（重課税率）	4	14,406	29	14,435	29	389	14,017	180,819
			5	15,280	37	15,317	37	426	14,854	191,617
			6	15,727	39	15,766	39	442	15,285	197,177
		貨物用 営業用（重課税率）	4	151	0	151	0	3	148	666
			5	148	0	148	0	3	145	653
			6	177	0	177	0	3	174	783
		貨物用 自家用（重課税率）	4	9,413	84	9,497	84	101	9,312	55,872
			5	9,537	89	9,626	89	105	9,432	56,592
			6	9,629	79	9,708	79	109	9,520	57,120
		乗用 営業用（75%軽課）	4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用（75%軽課）	4	1	0	1	0	0	1	3
			5	119	0	119	0	2	117	316
			6	98	21	119	21	1	97	262
		貨物用 営業用（75%軽課）	4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
		貨物用 自家用（75%軽課）	4	0	0	0	0	0	0	0
			5	3	0	3	0	0	3	4
			6	4	0	4	0	0	4	5
		乗用 営業用（50%軽課）	4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用（50%軽課）	4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
		貨物用 営業用（50%軽課）	4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
		貨物用 自家用（50%軽課）	4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 営業用（25%軽課）	4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用（25%軽課）	4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
		貨物用 営業用（25%軽課）	4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
		貨物用 自家用（25%軽課）	4	0	0	0	0	0	0	0
			5	0	0	0	0	0	0	0
			6	0	0	0	0	0	0	0
	雪上用		4	2	0	2	0	0	2	7
			5	2	0	2	0	0	2	7
			6	2	0	2	0	0	2	7
	農耕用		4	3,430	3	3,433	3	1	3,429	8,230
			5	3,491	3	3,494	3	1	3,490	8,376
			6	3,499	3	3,502	3	1	3,498	8,395
	小型特殊（その他）		4	520	13	533	13	1	519	3,062
			5	535	13	548	13	1	534	3,151
			6	553	14	567	14	0	553	3,263
	二輪小型（250cc超）		4	3,615	25	3,640	25	3	3,612	21,672
			5	3,780	22	3,802	22	3	3,777	22,662
			6	3,889	22	3,911	22	3	3,886	23,316

（2）環境性能割

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
環境性能割	36,119千円	57,991千円	57,882千円

6 利子割交付金

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長野県全体	190,687千円	106,163千円	85,452千円
松本市	25,258千円	14,042千円	11,289千円

7 配当割交付金

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長野県全体	1,476,792千円	1,282,199千円	1,565,824千円
松本市	195,573千円	169,545千円	206,884千円

8 株式等譲渡所得割交付金

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長野県全体	1,586,070千円	925,884千円	1,558,968千円
松本市	210,012千円	122,371千円	205,959千円

9 ゴルフ場利用税交付金

区　　分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付金	29,711千円	30,772千円	30,641千円

10 口座振替納付の状況調(令和5年度振替済分)

税目＼合計	口座振替合計		全調定に対する割合
市県民税（普通徴収）	件数	27,308 件	25.6 %
	税額	1,825,630 千円	37.4 %
固定資産税都市計画税	件数	166,880 件	44.5 %
	税額	9,379,242 千円	49.7 %
軽自動車税（全期）	件数	18,986 件	18.3 %
	税額	125,475 千円	15.8 %

税目＼期別	1期	2期	3期	4期
市県民税（普通徴収）	8,498 件	6,438 件	6,163 件	6,209 件
	630,930 千円	393,903 千円	391,211 千円	409,586 千円
固定資産税都市計画税	48,788 件	39,826 件	39,215 件	39,051 件
	3,433,550 千円	1,993,348 千円	1,981,006 千円	1,971,338 千円
軽自動車税（全期）	18,986 件			
	125,475 千円			

税目＼合計	口座振替合計		全調定に対する割合
国民健康保険税（普通徴収）	件数	89,974 件	44.8 %
	税額	2,028,100 千円	50.5 %

税目＼期別	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
国民健康保険税（普通徴収）	10,594 件	10,474	10,413	9,813	9,766	9,792	9,746	9,729	9,647
	237,284 千円	231,886	231,010	221,940	221,393	221,382	221,280	221,175	220,750

11 市税の徴収に要する経費

区分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
税収入額		1 市税	36,299,407 千円	37,521,099 千円	38,317,551 千円
		2 個人県民税	9,243,843	9,369,689	9,749,727
		3 計	45,543,250	46,890,788	48,067,278
市税及び個人県民税に係る徴税費	人件費	4 基本給	296,486	309,251	301,128
		5 諸手当	190,195	220,856	301,128
		(1) 超過勤務手当	26,489	198,717	194,141
		(2) 税務特別手当	11	22,139	26,307
		(3) その他の手当	163,695	0	1
		6 その他	143,308	176,578	167,833
		7 小計	629,989	706,685	770,089
	需用費	8 旅費	1,139	1,087	1,306
		9 賃金	-	-	-
		10 その他	231,504	322,151	172,187
		11 小計	232,643	323,238	173,493
	報奨金及びこれに類する経費	12 前納報奨金・その他	20	20	20
		13 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
		14 納税報奨金等	0	0	0
		15 小計	20	20	20
	その他	16 その他	157,848	153,686	202,673
	17 合計		1,020,500	1,183,629	1,146,275
県民税徴収取扱費		18 納税義務者数等による金額	368,198	370,553	375,523
		19 報奨金の額に相当する金額	0	0	0
		20 合計	368,198	370,553	375,523
21 市税に係る徴収費 (17-20)			652,302	813,076	770,752
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)			2.2 円	2.5 円	2.4 円
市税に係る徴税経費 (百円当たり)			1.8 円	2.2 円	2.0 円

備考 12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

12 証明・閲覧に関する調

(1) 令和6年度証明閲覧手数料

区　　分	手　数　料		備考
租税・公課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧	1回	300円	納税義務者、1年度ごとを1回とする。
固定資産課税台帳（名寄帳）の交付	1枚	300円	1枚増すごとに100円加算
土地・家屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住宅用家屋証明	1件	1,300円	
土地図面の閲覧・複写交付	1件	300円	複写は1枚増すごとに100円加算

備考 「租税・公課に関する証明」中の「所得及び課税額証明」について、コンビニ交付の場合は1件250円

(2) 税証明取扱状況

（単位 件）

種別／年度	所得及び課税額証明	営業証明（法人）	納税証明（一般）	納税証明（車検用）	資産に関する証明（土地・家屋等）	資産に関する証明（加算分）	登記用通知	合計
3	31,012 (6,321)	276	10,133	9,521	8,013 (355)	9,655 (622)	11,580	80,190
4	31,164 (6,363)	309	10,807	7,911	8,780 (341)	10,314 (704)	11,086	80,371
5	26,600 (5,656)	304	10,609	2,214	9,395 (266)	11,239 (639)	11,329	71,690

備考 「所得及び課税額証明」「資産に関する証明」の（ ）は無料件数を内数で表示

(3) 閲覧及び交付状況

（単位 件）

区分＼年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
土地図面の閲覧及び複写交付	800	608	627

Ⅵ　参考資料　市税の変遷

税目	区分＼年度			令和4年度		
市民税	所得控除	収入より控除	青色専従者	完全給与額		
			白色専従者	最高限度額　配偶者 860,000円　その他 500,000円		
			給与所得控除	最低	550,000円	
				最高	1,950,000円（給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり）	
		雑損		総所得金額等の10％を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
		医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除（限度額2,000,000円）	（支払った医療費－保険金等により補てんされる金額）－（総所得金額等の合計金額の5％又は、100,000円のいずれか少ない額）	
				(2)セルフメディケーション税制（限度額88,000円）	支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円	
		社会保険料		支払った金額の全額		
		小規模企業共済等掛金		小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
		生命保険料控除		(1)旧契約（平成23年12月31日以前に契約） ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
				(2)新契約（平成24年1月1日以降に契約） ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円
				各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに)70,000円	
		地震保険料		地震保険契約　最高25,000円、旧長期損害保険契約　最高10,000円　両方ある場合　最高25,000円		
		障・寡・ひ・勤		障・寡・勤 各々　260,000円（特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円）ひとり親300,000円		
		扶養	一般扶養	330,000円（16歳以上）		
			特定・老人扶養	450,000円（特定19歳～22歳）、380,000円（老人70歳以上）		
			同居老親等扶養	450,000円（老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属かつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者）		
		配偶者		330,000円（老人控除対象配偶者380,000円）		
		配偶者特別		納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円		
		基礎		430,000円（合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円）		
	税率	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1）＋32万円（扶養のあるときのみ）を超える人 ・税率は一律6％　　・分離課税（譲渡所得等）は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3％ ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計　　②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額（5万円未満の場合は5万円）の3％ ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計　　②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
			均等割	3,500円　{合計所得金額が31万5千円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1）＋10万円18万9千円（扶養のあるときのみ）を超える人}		
		法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6％　　・資本金等の額が1億円以上の法人8.4％ ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から		
			均等割	資本金等の額	従業員数	
				(1)　1千万円以下	50人以下	50,000円
				(2)　1千万円以下	50人超	120,000円
				(3)　1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
				(4)　1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
				(5)　1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
				(6)　1億円超10億円以下	50人超	400,000円
				(7)　10億円超50億円以下	50人以下	410,000円
				(8)　10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円
				(9)　50億円超	50人以下	410,000円
				(10)　50億円超	50人超	3,000,000円
	配当控除	配当		課税総所得金額1,000万円以下の場合　1.6％ 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8％	※私募証券投資信託に係るものを除く	
	住宅借入金等特別税額控除			(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額（所得税の課税総所得金額等の3％と58,500円のいずれか少ない金額を限度） ただし特定取得に該当する場合には、「3％」を「4.2％」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額		
	寄附金控除			都道府県・市区町村・・・・・・・{（寄附金－2000円）×6％}＋{（寄附金－2000円）×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等・・・・・・・（寄附金－2000円）×6％		
	申告特例控除			特例控除*（課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合）*3/5　※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用		
	配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除			配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5		
	所得割課税の調整措置			[{35万円×（控除対象配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1）＋10万円32万円（扶養のあるときのみ）} －{総所得金額等－（市県民税所得割－税額控除）}]×（市民税所得割－税額控除）/（市県民税所得割－税額控除）		
	外国税額控除			所得税の外国税額控除限度額の18％（所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ）		
	非課税限度額			1,350,000円（障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親）		

令和4年度

固定資産税

税率　1.4 %

免税点　土地　30万円　　家屋　20万円　　償却資産　150万円

その他

	評価負担水準	課税標準額算出方法
商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ
	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き
	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限　評価額×60%

	評価負担水準	負担率
農地	90%以上	1.025
	80% ～ 90%	1.05
	70% ～ 80%	1.075
	70% 未満	1.10

	評価負担水準	課税標準額算出方法
住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ
	20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額
	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%

＜A＞・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率

1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6
2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3
3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3
4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5%
   土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率
5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額
6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。

$$*\text{負担水準} = \frac{\text{令和3年度課税標準額}}{\text{令和4年度評価額}\times\text{特例}}$$

軽自動車税

税率

種別割

(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車　(単位:円)

原付	50cc以下	2,000
	50cc超90cc以下	2,000
	90cc超125cc以下	2,400
	ミニカー	3,700
小型特殊	農耕作業用	2,400
	その他	5,900
二輪の軽自動車・雪上車		3,600
二輪の小型自動車		6,000

(2)三輪以上の軽自動車　(単位:円)

		①	②	③	④	⑤	⑥
三輪のもの		3,100	3,900	4,600	1,000	特例対象外	
四輪乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	特例対象外	
	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
四輪貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	特例対象外	
	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	特例対象外	

①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車
②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車
③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車
④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減
⑤乗用:2020年度燃費基準+30%達成　貨物:2015年度燃費基準+35%達成・50%軽減
⑥乗用:2020年度燃費基準+10%達成　貨物:2015年度燃費年度基準+15%達成・25%軽減
※④～⑥は、H31.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用)
※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。

環境性能割　燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%

市たばこ税

税率　紙巻たばこ等　6,522円 / 1,000本

その他　返還に係る製造たばこについても同様

入湯税

宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円

都市計画税

税率　0.2%

免税点　固定資産税の免税点適用のもの

その他　市街化区域のみ課税
固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。

国民健康保険税

区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額
医療分	8.1%	21,700円	18,800円	650,000円
支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	200,000円
介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170, 000円

税目	区分＼年度			令和5年度		
市民税	所得控除	収入より控除	青色専従者	完全給与額		
			白色専従者	最高限度額　配偶者 860,000円　その他 500,000円		
			給与所得控除 最低	550,000円		
			給与所得控除 最高	1,950,000円（給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり）		
		雑損		総所得金額等の10％を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
		医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除（限度額2,000,000円）	（支払った医療費－保険金等により補てんされる金額）－（総所得金額等の合計金額の5％又は、100,000円のいずれか少ない額）	
				(2)セルフメディケーション税制（限度額88,000円）	支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円	
		社会保険料		支払った金額の全額		
		小規模企業共済等掛金		小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
		生命保険料控除		(1)旧契約（平成23年12月31日以前に契約） ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下　支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで　支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで　支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合　一律35,000円	
				(2)新契約（平成24年1月1日以降に契約） ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下　支払保険料の全額 (2) 12,000円を超え32,000円まで　支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで　支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合　一律28,000円	
				各保険料控除全体での控除適用限度額	（新・旧契約ともに）70,000円	
		地震保険料		地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円		
		障・寡・ひ・勤		障・寡・勤 各々 260,000円（特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円）ひとり親300,000円		
		扶養	一般扶養	330,000円（16歳以上）		
			特定・老人扶養	450,000円（特定19歳～22歳）、380,000円（老人70歳以上）		
			同居老親等扶養	450,000円（老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属でかつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者）		
		配偶者		330,000円（老人控除対象配偶者380,000円）		
		配偶者特別		納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円		
		基礎		430,000円（合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円）		
	税率	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1）＋32万円（扶養のあるときのみ）を超える人 ・税率は一律6％　・分離課税（譲渡所得等）は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3％ ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計　②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額（5万円未満の場合は5万円）の3％ ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計　②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
			均等割	3,500円 {合計所得金額が31万5千円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1）＋10万円＋18万9千円（扶養のあるときのみ）を超える人}		
		法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6％　・資本金等の額が1億円以上の法人8.4％ ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から		
			均等割	資本金等の額	従業員数	
				(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
				(2) 1千万円以下	50人超	120,000円
				(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
				(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
				(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
				(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円
				(7) 10億円超50億円以下	50人以下	410,000円
				(8) 10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円
				(9) 50億円超	50人以下	410,000円
				(10) 50億円超	50人超	3,000,000円
	配当控除	配当		課税総所得金額1,000万円以下の場合　1.6％ 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8％	※私募証券投資信託に係るものを除く	
	住宅借入金等特別税額控除			(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額（所得税の課税総所得金額等の3％と58,500円のいずれか少ない金額を限度） ただし特定取得に該当する場合には、「3％」を「4.2％」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額		
	寄附金控除			都道府県・市区町村……{（寄附金－2000円）×6％}＋{（寄附金－2000円）×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等……（寄附金－2000円）×6％		
	申告特例控除			特例控除*（課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合）*3/5　※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用		
	配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除			配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5		
	所得割課税の調整措置			[{35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋年少扶養数＋1）＋10万円＋32万円（扶養のあるときのみ）} －{総所得金額等－（市県民税所得割－税額控除）}]×（市民税所得割－税額控除）/（市県民税所得割－税額控除）		
	外国税額控除			所得税の外国税額控除限度額の18％（所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ）		
	非課税限度額			1,350,000円（障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親）		

令和5年度

固定資産税

税率　1.4 %

免税点　土地　30万円　　家屋　20万円　　償却資産　150万円

その他

	評価負担水準	課税標準額算出方法
商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ
	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き
	60%未満	前年度の課税標準額＋今年度の評価額×5% ・上限　評価額×60%

	評価負担水準	負担率
農地	90%以上	1.025
	80% ～ 90%	1.05
	70% ～ 80%	1.075
	70% 未満	1.10

	評価負担水準	課税標準額算出方法
住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ
	20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額
	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は <A>×20%

＜A＞・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率

1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6
2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3
3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3
4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5%
   土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率
5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額
6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。

$$*\text{負担水準} = \frac{\text{令和4年度課税標準額}}{\text{令和5年度評価額}\times\text{特例}}$$

軽自動車税

税率

種別割

(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車　(単位:円)

原付	50cc以下	2,000
	50cc超90cc以下	2,000
	90cc超125cc以下	2,400
	ミニカー	3,700
小型特殊	農耕作業用	2,400
	その他	5,900
二輪の軽自動車・雪上車		3,600
二輪の小型自動車		6,000

(2)三輪以上の軽自動車　(単位:円)

		①	②	③	④	⑤	⑥
三輪のもの		3,100	3,900	4,600	1,000	特例対象外	
四輪乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	特例対象外	
	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
四輪貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	特例対象外	
	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	特例対象外	

①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車
②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車
③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車
④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減
⑤R12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成・50%軽減
⑥R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成・25%軽減
※④～⑥は、R3.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用)
※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。

環境性能割　燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%

市たばこ税

税率　紙巻たばこ等　6,522円/1,000本

その他　返還に係る製造たばこについても同様

入湯税

宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円

都市計画税

税率　0.2%

免税点　固定資産税の免税点適用のもの

その他　市街化区域のみ課税
固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。

国民健康保険税

区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額
医療分	8.1%	21,700円	18,800円	650,000円
支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	200, 000円
介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170, 000円

税目	区分＼年度			令和6年度		
市民税	収入より控除	青色専従者		完全給与額		
		白色専従者		最高限度額　配偶者　860,000円　その他　500,000円		
		給与所得控除	最低	550,000円		
			最高	1,950,000円（給与収入8,500,000円超で、23歳未満の扶養、特別障害者等を有する場合は所得金額調整控除あり）		
	所得控除	雑損		総所得金額等の10％を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額		
		医療費	どちらか片方を選択適用	(1)従来の医療費控除（限度額2,000,000円）	（支払った医療費－保険金等により補てんされる金額）－（総所得金額等の合計金額の5％又は、100,000円のいずれか少ない額）	
				(2)セルフメディケーション税制（限度額88,000円）	支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等により補填される金額－12,000円	
		社会保険料		支払った金額の全額		
		小規模企業共済等掛金		小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金		
		生命保険料控除		(1)旧契約（平成23年12月31日以前に契約） ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 (2) 15,000円を超え40,000円まで (3) 40,000円を超え70,000円まで (4) 70,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 一律35,000円
				(2)新契約（平成24年1月1日以降に契約） ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 (2) 12,000円を超え32,000円まで (3) 32,000円を超え56,000円まで (4) 56,000円を超える場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+ 6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 一律28,000円
				各保険料控除全体での控除適用限度額	(新・旧契約ともに)70,000円	
		地震保険料		地震保険契約　最高25,000円、旧長期損害保険契約　最高10,000円　両方ある場合　最高25,000円		
		障・寡・ひ・勤		障・寡・勤 各々　260,000円（特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円）ひとり親300,000円		
		扶養	一般扶養	330,000円（16歳以上）		
			特定・老人扶養	450,000円（特定19歳～22歳）、380,000円（老人70歳以上）		
			同居老親等扶養	450,000円（老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属でかつ納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている者）		
		配偶者		330,000円（老人控除対象配偶者380,000円）		
		配偶者特別		納税者本人の合計所得金額と、配偶者の合計所得金額により10,000円～330,000円		
		基礎		430,000円（合計所得金額2,400万円超2,450万円以下は290,000円、2,450万円超2,500万円以下は150,000円、2,500万円超は0円）		
	税率	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋32万円（扶養のあるときのみ）を超える人 ・税率は一律6％　　・分離課税（譲渡所得等）は別計算 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3％ ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計　　②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額（5万円未満の場合は5万円）の3％ ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計　　②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
			均等割	3,000円　{合計所得金額が31万5千円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋10万円＋18万9千円（扶養のあるときのみ）を超える人}		
		法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人7.6％　　・資本金等の額が1億円以上の法人8.4％ ※令和元年度10月1日以降に開始する事業年度から		
			均等割	資本金等の額	従業員数	
				(1)　1千万円以下	50人以下	50,000円
				(2)　1千万円以下	50人超	120,000円
				(3)　1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
				(4)　1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
				(5)　1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
				(6)　1億円超10億円以下	50人超	400,000円
				(7)　10億円超50億円以下	50人以下	410,000円
				(8)　10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円
				(9)　50億円超	50人以下	410,000円
				(10)　50億円超	50人超	3,000,000円
	配当控除	配当		課税総所得金額1,000万円以下の場合　1.6％ 課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8％	※私募証券投資信託等に係るものを除く	
	住宅借入金等特別税額控除			(1)から(2)を控除した金額に3/5を乗じた額（所得税の課税総所得金額等の3％と58,500円のいずれか少ない金額を限度） ただし特定取得に該当する場合には、「3％」を「4.2％」と、「58,500円」を「81,900円」として計算した金額 (1)所得税の住宅借入金等特別控除可能額 (2)住宅借入金等特別控除適用前の前年の所得税額		
	寄附金控除			都道府県・市区町村・・・・・・・{（寄附金－2000円）×6％}＋{（寄附金－2000円）×特例控除率×3/5} 県共同募金会、日赤長野県支部、長野県及び松本市が条例で指定する法人・団体等・・・・・・・（寄附金－2000円）×6％		
	申告特例控除			特例控除*（課税総所得金額－人的控除差調整額に対する割合）*3/5　※「ふるさと納税ワンストップ特例」のみに適用		
	配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除			配当割額又は株式等譲渡所得割額の3/5		
	所得割課税の調整措置			[{35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋10万円＋32万円（扶養のあるときのみ）} －{総所得金額等－（市県民税所得割－税額控除）}]×（市民税所得割－税額控除）/（市県民税所得割－税額控除）		
	外国税額控除			所得税の外国税額控除限度額の18％（所得税・県民税で控除しきれない「外国所得税」がある時のみ）		
	非課税限度額			1,350,000円（障害者・寡婦・未婚の未成年者・ひとり親）		

令和6年度

固定資産税

税率　1.4 %

免税点　土地 30万円　家屋 20万円　償却資産 150万円

その他

	評価負担水準	課税標準額算出方法
商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ
	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き
	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限　評価額×60%

	評価負担水準	負担率
農地	90%以上	1.025
	80% ～ 90%	1.05
	70% ～ 80%	1.075
	70% 未満	1.10

	評価負担水準	課税標準額算出方法
住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ
	20%以上100%未満	①本来の課税標準額<A> ②前年度課税標準額＋<A>×5% ①②のいずれか低い額
	20%未満	上記②の額が<A>×20%を下回る場合は、 <A>×20%

＜A＞・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率

1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6
2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3
3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3
4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5%
   土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率
5. 家屋、償却資産の課税標準額＝評価額
6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。

*負担水準＝ 令和5年度課税標準額 / 令和6年度評価額×特例

軽自動車税

税率

(1)原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車

(単位:円)

原付	特定小型	2,000
	50cc以下	2,000
	50cc超90cc以下	2,000
	90cc超125cc以下	2,400
	ミニカー	3,700
小型特殊	農耕作業用	2,400
	その他	5,900
二輪の軽自動車・雪上車		3,600
二輪の小型自動車		6,000

(2)三輪以上の軽自動車　(単位:円)

		①	②	③	④	⑤	⑥
三輪のもの		3,100	3,900	4,600	1,000	特例対象外	
四輪乗用	自家用	7,200	10,800	12,900	2,700	特例対象外	
	営業用	5,500	6,900	8,200	1,800	3,500	5,200
四輪貨物	自家用	4,000	5,000	6,000	1,300	特例対象外	
	営業用	3,000	3,800	4,500	1,000	特例対象外	

①平成26年度以前に最初の新規検査を受けた軽自動車
②平成27年度以降に最初の新規検査を受けた軽自動車
③最初の新規検査から13年を経過した軽自動車
④電気自動車・天然ガス自動車(H21排出ガス規制10%低減又はH30排出ガス規制適合)・75%軽減
⑤R12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成・50%軽減
⑥R12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成・25%軽減
※④～⑥は、R3.4以降に最初の新規検査を受けたものに限る。(購入翌年度課税のみ適用)
※⑤、⑥は、H17排出ガス基準75%低減達成車又はH30排出ガス基準50%低減達成車に限る。

種別割

環境性能割　燃費基準値達成度に応じて、非課税、0.5%、1%、2%

市たばこ税

税率　紙巻たばこ等　6,552円 / 1,000本

その他　返還に係る製造たばこについても同様

入湯税

宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円

都市計画税

税率　0.2%

免税点　固定資産税の免税点適用のもの

その他　市街化区域のみ課税
固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。

国民健康保険税

区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額
医療分	8.1%	21,700円	18,800円	650,000
支援金分	3.2%	7,400円	6,500円	240,000
介護分	2.6%	6,700円	6,400円	170,000

市　税　概　要

令和6年10月

編　集　松本市財政部
　　市　民　税　課

発　行　松　本　市　役　所
　　松本市丸の内３番７号
　　℡　３４－３０００